

被保険者の利益のために年金積立金を安全に運用するよう求める
意見書

公的年金は高齢者世帯所得の約 7 割を占め、約 6 割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しているのが現状である。年金は老後の生活保障の柱となっている。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）に対しリスク性資産の割合を高めるような方向での年金積立金の運用の見直しを求め、本年 10 月 31 日に G P I F は運用の見直しを行ったところである。

年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を堅持すべきものである。まして、G P I F のガバナンス体制の見直しが行われていない現時点で、運用の見直しを行ったことは問題であると言わざるを得ない。リスク性資産の割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は国や G P I F が責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を受けることになる。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。
記

- 1 国民の年金制度の信頼を損なうことがないように、国民の財産である年金積立金については、被保険者の利益を第一に考えた運用とすること。
- 2 G P I F において、被保険者の利益を第一に考えた運用が確実に行われるよう、労使を初めとするステークホルダーが参画するガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 17 日

千 葉 市 議 会

〔送付先〕 内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長